

神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 神奈川県における困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者（以下、「DV被害者」という。）への適切かつ円滑な支援を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下、「女性支援法」という。）第15条第1項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第52号）（以下、「DV防止法」という。）第5条の2第1項の規定に基づき、神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（以下、「支援調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって構成する。

(会長)

第3条 代表者会議に会長をおく。

- 2 会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、会議における意見を取りまとめる。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

(代表者会議)

第4条 代表者会議の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 代表者会議の委員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 代表者会議は次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者に対する総合的な支援策についての協議に関すること。
 - (2) 女性が抱える困難な問題及びDVの未然防止についての協議に関すること。
 - (3) その他、困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援に関し必要と認められること。
- 4 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。
- 5 代表者会議の開催及び会議の資料は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、非公開とすることができる。
 - (1) 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項を議論するとき。
 - (2) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 6 代表者会議の委員（別表に掲げる区分「関係機関」の委員を除く）の報酬は、会議開催日の属する月の翌月16日に支給する。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、平塚保健福祉事務所、平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、鎌倉保健福祉事務所、小田原保健福祉事務所、小田原保健福祉事務所足柄上センター及び厚木保健福祉事務所（以下、「県保健福祉事務所等」という。）が開催する。

- 2 実務者会議の開催及び会議の資料は非公開とする。
- 3 実務者会議の運営については、県保健福祉事務所等が別に定める。

(個別ケース検討会議)

第6条 個別ケース検討会議は、県保健福祉事務所等が開催する。

- 2 個別ケース検討会議の開催及び会議の資料は非公開とする。
- 3 個別ケース検討会議の運営については、県保健福祉事務所等が別に定める。

(部会)

第7条 支援調整会議は、代表者会議の所掌事項に係る必要な検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の開催及び会議の資料は非公開とする。

(意見の聴取等)

第8条 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者への支援に関し、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者への支援に関し、必要があると認めるときは、構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 代表者会議及び部会の庶務は、福祉子どもみらい局共生推進本部室が処理する。

(情報の安全管理)

第10条 支援調整会議の構成機関等は、支援調整会議の事務に関して知りえた情報について、適切に管理しなければならない。

(守秘義務)

第11条 支援調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、第8条第2項の規定により出席する構成機関以外の者に準用する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、支援調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 神奈川県DV対策推進会議設置要綱（平成17年4月1日）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月26日から施行する。

別表

区分		分野		
有識者	民間	学識・実務関係	女性支援及びDV被害者支援に精通する学識者・実務関係者	
		関係団体	女性福祉・DV被害者支援	女性支援及びDV被害者支援団体の代表者 神奈川県女性自立支援施設長（指定管理者法人の代表者）
関係機関	国	司法	司法関係団体の代表者	
		保健医療	保健医療関係団体の代表者	
	社会福祉	社会福祉関係団体の代表者		
	市町村	人権擁護	横浜地方法務局人権擁護課長	
		就労支援	神奈川労働局職業安定部職業安定課長	
	女性福祉・DV被害者支援	横浜市女性支援・DV被害者支援担当課長	横浜市女性支援・DV被害者支援担当課長	
		川崎市女性支援・DV被害者支援担当課長	川崎市女性支援・DV被害者支援担当課長	
		相模原市女性支援・DV被害者支援担当課長	相模原市女性支援・DV被害者支援担当課長	
		県内市町村の女性支援・DV被害者支援担当課の代表	県内市町村の女性支援・DV被害者支援担当課の代表	
	県	性犯罪・性暴力被害者支援	神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課犯罪被害者支援担当課長	
		女性福祉・DV被害者支援	神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室長	神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室長
			神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室ジェンダー平等・女性支援担当課長	神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室ジェンダー平等・女性支援担当課長
			神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室DV・ストーカー被害対策担当課長	神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室DV・ストーカー被害対策担当課長
			神奈川県立女性相談支援センター所長	神奈川県立女性相談支援センター所長
		DV被害者支援	神奈川県内の女性相談支援員の代表	神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長
		児童福祉・母子	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長
		青少年	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長
		生活保護・生活困窮	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課生活困窮者対策担当課長	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課生活困窮者対策担当課長
		母子保健	神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課長	神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課長
		精神保健	神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課精神保健医療担当課長	神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課精神保健医療担当課長
就労支援、職業訓練		神奈川県産業労働局労働部雇用労政課長	神奈川県産業労働局労働部雇用労政課長	
		神奈川県産業労働局労働部産業人材課長	神奈川県産業労働局労働部産業人材課長	
住宅確保支援		神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課長	神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課長	
教育	神奈川県教育委員会教育局行政部行政課専任主幹（人権教育担当）	神奈川県教育委員会教育局行政部行政課専任主幹（人権教育担当）		
警察	神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課長	神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課長		